

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	京都市 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都市長

## 公表日

令和7年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。</li> <li>②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</li> <li>③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</li> <li>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</li> <li>⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</li> <li>⑥被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</li> <li>⑦療養費等の申請を受けつけ、療養費等の給付の事務を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<p>後期高齢者医療制度システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という)、マイナンバー連携システム、中間サーバー</p> <p>※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表の85の項          番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 46条          公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠          なし</p> <p>2 情報照会の根拠          (1)法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表          第117項</p> <p>(2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)          第9条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-2993
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次の取扱いを厳守している。 ・マイナンバー登録や副本登録の際に、住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号が変更になった者について、標準システムへ変更後の個人番号を入力 ・住所地特例適用者について、後期高齢者医療制度システム内の住登外宛名情報へ個人番号を入力

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ○ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ○ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	「I 関連情報」-「4. 情報ネットワークシステムによる情報連携」-「(2)法令上の根拠」に記載している内容	1. 情報提供の根拠なし 2. 情報照会の根拠番号法第19条 第7号 別表第二第82項、83項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	1. 情報提供の根拠なし 2. 情報照会の根拠番号法第19条 別表第二第82項	事前	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年2月1日	「II 正しい壁判断項目」-「1 対象人数」-「評価対象の事務の対象人数は何人か」に記載している内容	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	対象人数増加に伴う修正であり、重要な変更にあたる。
平成29年2月1日	「II 正しい壁判断項目」-「1 対象人数」-「いつ時点の計数か」に記載している内容	平成28年3月31日	平成28年5月31日	事前	対象人数増加に伴う修正であり、重要な変更にあたる。
平成29年4月1日	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所長表」	保険年金課長 出口 一 行	保険年金課長 志摩 裕丈	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
	「I 関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所長表」	保険年金課長 志摩 裕丈	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。
	「IVリスク対策」	- (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。
令和5年1月6日	「I 関連情報」-「3. 個人番号の利用※」「法令上の根拠」	右記を追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事前	公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の反映
令和5年1月6日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「(2)法令上の根拠」	1. 情報提供の根拠なし 2. 情報照会の根拠番号法第19条 別表第二第82項	1. 情報提供の根拠なし 2. 情報照会の根拠(1)番号法第19条 別表第二第82項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の反映
令和5年1月6日	全項目	-	-	事前	令和4年6月24日付け 文書作成の要領について(後継通知)の反映
令和7年1月15日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務」「I 事務の要領」	右記を追加	7)療養費等の申請を受けつけ、療養費等の給付の事務を行う。	事前	統合業務においては、京都府都県後期高齢者医療庁域連合庁域連合から依頼された事務を実施しており、同庁域連合のPACが定められていましたが、後期高齢者医療連合が行方不明となり、特定個人情報の取扱いプロセス等に京都府独自の変更が生じたため、事前に評議を行った必要があります。
令和7年1月15日	「I 関連情報」-「3. 個人番号の利用」「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の59の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 46条	番号法第9条第1項 别表の85の項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 46条	事後	法改正による修正であり、軽微な修正のため事後とする。
令和7年1月15日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「(2)法令上の根拠」	2. 情報照会の根拠(1)番号法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項	2. 情報照会の根拠(1)番号法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第117項	事後	法改正による修正であり、軽微な修正のため事後とする。
令和7年1月15日	「I 関連情報」-「7. 特定個人情報を開示・訂正・利用停止請求」「請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	組織改正による修正であり、軽微な修正のため事後とする。
令和7年1月15日	「IVリスク対策」-「8. 人手を介させる作業」「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」	右記を追加	十分である	事後	様式の変更があったため。
令和7年1月15日	「IVリスク対策」-「8. 人手を介させる作業」「判断の根拠」	- (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年1月15日	「IVリスク対策」-「11. 最も優先事が高くと考えられる対策」	- (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	